# 定期予防接種について

種類		対象年齢	標準的な接種年齢	接種回数	接種間隔等
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期	11歳以上13歳未満	小学6年生	10	予診票は小学6年時の春頃送付
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷 風・不活化ポリオ)	1期初回	- 生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2~11月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加	主後と方がフラリカ(「成十)に主るよく	1期初回終了後12 ~18月	1回	1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく
五種混合(※1) (ジフテリア・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回	### O F # 2 0 0 F / F # 1/2   F # 7 1 = 7	生後2~7月	3回	20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおく
	1期追加	- 生後2月から90月(7歳半)に至るまで	1期初回終了後6~ 18月	10	1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく
	1期	生後12月から24月に至るまで		10	
MR(麻しん・風しん)	2期	5歳以上7歳未満であって、小学校就学前 の1年間	年長児	10	予診票は年長児の春頃送付
BCG		生後1歳に至るまで	生後5~7月	1回	
日本脳炎	1期初回	生後6月から90月(7歳半)に至るまで	3歳	2回	6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおく
	1期追加		4歳	10	初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に接種
	2期	9歳以上13歳未満	小学4年生	10	予診票は小学4年時の春頃送付
日本脳炎(特例措置)	1期初回~2期	平成19年4月1日以前に生まれた20歳未 満の方			接種間隔は、乳幼児の日本脳炎と同様。接種歴によって残りの接種回数が異なる。
					2期の接種は、制度上は1期追加終了後6日以上の間隔をおけば接種できますが、概ね5 年の間隔をおいて接種することが望ましい。
			接種開始時期が生 後2月から7月に至 るまでの間		・初回:27日以上、標準的には27日から56日までの間隔で3回接種(医師が必要と認めるときは20日以上)
		生後2月から7月に至るまで		4回 (初回3回、追加1回)	・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種
ヒブ(インフルエンザ菌b型) (※1)	生後2~60月(5歳)未満 ※接種開始時期に よって接種回数が 違います。			(初回3回、运加1回)	※たたし初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行う。超えた場合行わない。追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日以上の間隔をおいて1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回 (初回2回、追加1回)	-初回:27日以上、標準的には27月から56日までの間隔で2回接種(医師が必要と認めるときは20日以上)
					・追加:初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月の間隔をあけて1回接種
					※たたし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う、超えた場合行わない。 追加接種は可能だが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日(医師が必要と認 めるとさは20日)以上の間隔をおいて1回接種
		生後12月から60月に至るまで		10	
小児用肺炎球菌(※2)	生後2~60月(5歳)未満 ※接種開始時期に よって接種回数が 違います。	生後2月から7月に至るまで	接種開始時期が生後2月からア月に至るまでの間	4回 (初回3回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行う。超えた場合、3回目の接種は行かない。 ・追加・初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降、標準的には生後1
					2~15月に至るまでに1回接種
		生後7月から12月に至るまで		3回 (初回2回、追加1回)	・初回:生後24月に至るまで、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて1回接種 ※ただし初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行う。超えた場合は行わない。 ・追加・初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月以降に1回接種
		生後12月から24月に至るまで		20	60日以上の間隔をおいて2回接種
		生後24月から60月に至るまで		10	
*=	初回	<b>生後12日から24日に五7ま</b> る	生後12~14月	10	
水痘	追加	- 生後12月から36月に至るまで	初回終了後6~12 月	10	初回接種終了後6月以上の間隔をおく
B型肝炎		生後1歳に至るまで	生後2~8月	3回	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて 1回接種
ポリオ(急性灰白髄炎)	初回 追加	- 生後2月から90月(7歳半)に至るまで	生後2~11月 初回終了後12~1 8月	3回	20日以上の間隔をおく
ハリオ(忌性灰日髄炎)				10	初回接種終了後6月以上の間隔をおく
ロタウイルス	1価	生後6週に至った日の翌日から生後24週 に至る日の翌日まで	初回接種は、生後2 月〜生後14週6日	20	27日以上の間隔をおく
(右記のいずれかを選択)	5価	生後6週に至った日の翌日から生後32週に至る日の翌日まで		3回	27日以上の間隔をおく
子宮頸がん(※3)	サーバリックス (2価)	(定期接種対象者)	中学1年生	30	・標準的には1月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の 間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から5 月の間隔をあける)
					- ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から
					5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔をおいて1回接種
	ガーダシル (4価)			30	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける)
					・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から
		小学6年生から高校1年生の女子			3月以上の間隔をおいて1回接種
	シルガード9 (9価)	※シルガード9(94miu 15歳)になるまでの 関に1回目の接種を行えば、2回での接種 完了を可能とする。		20	・標準的には初回接種の6月後の2回接種とする。(初回から2回目までの接種間隔は最低5月以上とし、5カ月末満で2回目を接種した場合は合計3回の接種とする。2価及び4価HPVワクチンとの交互接種となる場合は3回接種とする。)
				30	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種

子宮頸がん(※3)	サーバリックス (2価)	(キャッチアップ接種対象者) 平成9年4月2日から平成20年4月1日生 まれの女性で、過去に子宮頸がんワクチン を合計3回受けていない方	_	30	・標準的には1月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後か55月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、1回目から5月以上、かつ2回目から2月半以上の間隔をおいて1回接種・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
	ガーダシル (4価)			30	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をおける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。
	シルガード9 (9価)			30	・標準的には2月の間隔をおいて2回接種後、1回目から6月の間隔をおいて1回接種(3回目の接種は2回目の接種後から4月の間隔をあける) ・2回目の接種から上記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種後、2回目から3月以上の間隔をおいて1回接種・3回目の接種から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認のうえ、可能な限り速やかに行う。

(※1)<u>五種混合ワクチン</u> ①使用するワクチンは、五種混合ワクチンを基本とする。ただし、当面の間は、四種混合ワクチン及びヒブワクチンも使用できる。

②四種混合ワクチン及び五種混合ワクチンの交互接種について 同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、四種混合ワクチン及びヒブワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基 づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、五種混合ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

- ③これまでに接種している四種混合ワクチンとヒブワクチンの回数が異なる場合、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう、接種を行うこと。 (例1)初回接種で、四種混合ワクチンを2回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として、五種混合ワクチンを1回、ヒブワクチンを1回接種できる。 また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できる。 (例2)初回接種で、四種混合ワクチンを3回、ヒブワクチンを1回接種した方は、初回接種として五種混合ワクチンを接種することはできず、ヒブワクチンは2回接種できる。 また、追加接種として、五種混合ワクチンを1回接種できる。

(※2)小児用肺炎球菌ワクチン ①15価ワクチン及び13価ワクチンの交互接種について 13価ワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、15価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

- (※3)9価ワクチン(シルガード9)
  ①2価または4価HPVワクチンとの交互接種について 同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いて定期予防接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

②キャッチアップ接種における取扱いについて 同じ種類のHPVワクチンで接種を完了することを原則とするが、すでに2価あるいは4価HPVワクチンを用いてキャッチアップ接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な 情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、9価ワクチンを選択しても差し支えないこととする。

③任意予防接種実施者への終過措置について 定期接種の対象年齢の者が任意接種で9価ワクチンを接種し、1回目または、2回目の接種まで行い、2回目・3回目の接種が定期予防接種以降となった場合は、任意接種で実施した接種も接 種回数に含めることとし、残りの接種回数の実施をもって接種を完了したこととみなす。